東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第 13 号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、障害児通所支援事業所に通所している児童の送迎に使用しているバス（以下「送迎用バス」という。）に、安全装置を設置する東大阪市内の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）及び指定放課後等デイサービス事業所に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付することで、児童の安全確保に向けた取り組みの強化を支援し、児童の置き去り事故防止を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第３条　この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国の障害者総合支援事業費補助金を活用して行う事業として国から採択を受けた、送迎用バスの安全装置の設置を行う事業とする。

２　補助対象事業における、送迎用バス及び安全装置については、それぞれ次の要件を満たすものでなければならない。

（１）送迎用バスは、児童の送迎で実際に運行している自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）とする。ただし、リース会社または委託事業者の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両は補助対象としない。

（２）対象となる安全装置については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和４年 12 月 20 日公表）」に適合したもので、内閣府が作成している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載されている装置とし、令和４年９月５日か

ら令和６年３月 31 日までの間に送迎用バスに設置されたものとする。また、送迎用バス１台につき安全装置１台の設置とし、実際に運行している送迎用バスの数以上の購入をする場合は補助の対象としない。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、送迎用バスを使用している、東大阪市内の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）及び指定放課後等デイサービス事業所の設置又は運営をする者とする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）に対しては本要綱に基づく補助金を交付しない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

（２）　法第２条第６号に規定する暴力団員

（３）　東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第２号）第２条第３号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

３　市長は、必要があると認めるときは、第７条に規定する申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（補助対象経費）

第５条　補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第３欄のとおりとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、第３条の補助対象事業において、別表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める基準額と、第３欄に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の額は、前項の規定にかかわらず、市の予算の範囲内で市長が定めた額とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて、市長の指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付申請書を受理した場合には、申請に係る書類等により審査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、不適当と認めるときは東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施にあたり次の条件を遵守しなければならない。

（１）補助金を、その目的以外の用途に使用しないこと。

（２）補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けないこと。

（３）本要綱のほか、関係法令を遵守すること。

（変更交付申請等）

第 10 条　補助事業者は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助金の追加交付の申請等を行おうとする場合には、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金変更交付申請書（様式第４号）により、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は前項の申請があった場合には、関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 11 条　補助事業者は、補助金の交付決定の内容又は交付決定に付された条件によりがたいと認めるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、交付の申請を取り下げるこ

とができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第 12 条　補助事業者は、補助事業が完了した時は、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金実績報告書（様式第６号）を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を補助事業者に提出させることができる。また、市長は必要があると認めるときは、補助事業者の協力を得て、随時、実地に検査を行うものとする。

（補助金額の確定）

第 13 条　市長は、前条第１項の規定による補助金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金確定通知書（様式第７号）により、補助事業者に対して補助金の額の確定通知を行うものとする。

（補助金の請求）

第 14 条　前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業費補助金請求書（様式第８号）をすみやかに市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（決定の取消）

第 15 条　市長は、補助事業者が第９条の補助金交付の条件及びこの要綱に定める他の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消にかかる部分に関し、すで

に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限等）

第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに資産については、補助事業の完了後５年間、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（消費税にかかる報告）

第17条　補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは（仕入れ控除税額が０円の場合を含む）、すみやかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（延滞金）

第18条　補助金の返還命令を受けた者が返還すべき補助金を期限までに返還しなかったときは、その期日の翌日から返還の日までの間、年10．95％の割合で計算した額を延滞金として徴収する。この場合において算定の基礎となる日数は閏年にわたる年度についても365日とする。

（他の補助金の一時停止）

第19条　補助金の返還命令を受けた者が返還すべき補助金又は納付すべき延滞金の全部又は一部を返還又は納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は工事について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（帳簿書類等の保存）

第20条　補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

２　事業完了の日以後においても、市長は必要と認めるときは、補助事業者の協力を得て帳簿を調査することができる。

（委任）

第21条　この要綱の定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年３月３０日から施行し、令和４年９月５日から適用する。

別表

１．種目	２．基準額	３．対象経費
東大阪市障害児通所支援事業所送迎用バス安全装置導入事業	送迎用バス１台当たり １７５,０００円	送迎用バス安全装置の設置にあたって、必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用とする。ただし、装置の保守点検や故障にかかる修理費、リース契約または委託契約終了等によりバスから装置を取り外す際に必要となる経費などの将来的に発生する経費は補助対象としない。